



笠原 啓仁 議員 … 7 件の一般質問

「子どもの権利条例」 町長・教育長の任期中に制定を

町長：必要性や他の条例との整合性も含めて検討したい

笠原 1989年の国連総会において「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)が採択され、日本では1994年5月からその効力が発効している。「条約」の理念や目的に基づき諸施策を総合的に盛り込んだ「総合条例」として本町においても「子どもの権利条例」を制定すべきと思うが、どうか。

町長 子どもを大切にすすめるまちづくりを推進するため、先進地の条例・施策を研究し、条例制定の必要性や昨年6月に制定した「俱知安町子どものいじめ防止に関する条例」との関連性も含めて、検討していく。

教育長 本町では子どもの貧困、児童虐待、いじめなど必要に応じて条例等を実施している。今後は、さらにこれらの取り組みを進める中で、条例制定の必要性なども含め、町長部局と十分に協議を重ねていきたいと考えている。

「じゃがりん号」
郊外の町民の利用は

笠原 「じゃがりん号」は市街地に住む町民の「足」として定着しつつあるが、郊外に住む町民はその「恩恵」を受けられることができていない。知恵を出し合う中で、市街地・郊外の区別なく町民間で「じゃがりん号」の利便性の分かち合いが図られるよう研究・検討すべきではないか。

町長 郊外居住者の交通手段の確保は、「じゃがりん号」ではない行政サービスとしてバス会社などと調整を図りながら、検討していく。

「赤字地方債」
この先の状況は

笠原 2001年から3年間の予定で実施された「臨時財政対策債」(赤字地方債)制度は、これまで延長を繰り返し現在も続いている。全国自治体の2013年度末における「臨時財政対策債」の残高の総額は約45兆円にのぼる。制度

の将来展望をどう考えているのか。

町長 今後においても臨時財政対策債残高は増加し、後年度に負担を先送りしている状況は十分に承知しているが、今後制度は続くものと考えている。現在の町財政において臨時財政対策債の借入れをしないで、3億円余りの一般財源を他で確保することは非常に困難であると考えている。

笠原 待機児童を解消する緊急対策として、幼稚園や小学校の教諭資格を持つ人も保育士として認可保育所で働けるようにする方針を厚生労働省が明らかにした。本町として制度を活用するののか。

「保育士代替」
本町での制度活用は

町長 募集をかけたも確保できないなど、不測の事態が生じた場合は、子育て支援員の研修終了者や、家庭的保育の経験者を配置することも

考えなければならぬと思っているが、正規職員との処遇について配慮し、計画的に人員の補充をしていきたいと考えている。

「冬季生活支援」
価格に拘らない対応

笠原 灯油価格が安値で安定しているという理由から、今年度は支援事業を実施しない考えのようだ。灯油価格に拘らない町長の柔軟な対応を求めるが、どうか。

町長 事業目的が継続的な燃料の高どまりによって、住民生活に影響を及ぼしている場合であるということから、現状では難しいと考える。ただ今後、事業の目的と支給基準等については検討していきたいと考えている。

「不登校」
本町の事態は

笠原 文科省の調査では全国で12万人の小中学生が不登校となっている。本町における「不登校」の実態はどうなっ

ているのか。

教育長 平成27年度の学校基本調査において、理由別長期欠席者のうち、不登校と報告された者が小学生で3名、中学生で4名となっている。

「18歳選挙」
実施に向けた取り組み

笠原 今年6月、改正公職選挙法が成立し、選挙年齢が20歳から18歳に引き下げられ、来年の参議院選挙から適用されることとなった。本町における「新たな有権者」の数や彼らに対する取り組みは、

選挙管理委員長 今回の改正による本町における新たな有権者の数は18歳については131名、19歳は128名、合わせて259名となる。今回の大きな改正にあたり、北海道選挙管理委員会とも連携しながら、明るい選挙の推進に向けた啓発活動を実施していきたいと考えている。

しているのか。